

お問い合わせ  
物件番号 **2294** **アパート** **1階** **1LDK**  
引渡し/ **即時**  
現況 退去日/ **空室**  
室番号/ **104**  
床面積(m<sup>2</sup>) / 45.72

賃料	47,000円
共益費	1,500円
駐車場費	2台縦 3,150円
<b>合計賃料/月</b>	<b>51,650円</b>

合計賃料/月	51,650円
敷金 2ヶ月	94,000円
礼金 1ヶ月	0円
火災保険料(1年間)	7,000円
仲介手数料(含消費税)	49,350円
<b>入居時合計</b>	<b>202,000円</b>

注) 駐車場、日割り計算等で金額が変わることがあります。

**田布施町 大字下田布施**

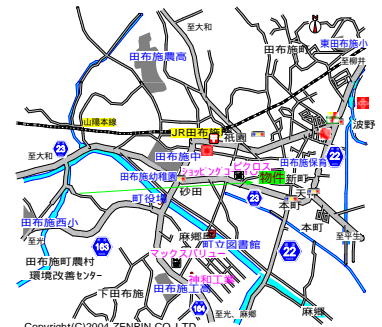
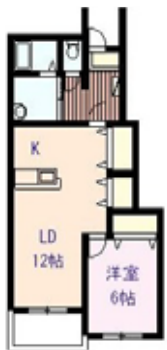
校区/ 東田布施小、田布施 最寄駅/ 砂田バス停 2分(徒歩)

間取り/ 洋6、LDK12.2

建物構造/ 木造(2×4)2階建 建築年月/ 2006/01 浄水器選択可能、1000円/月

設備/ LPG、エアコン、追い炊きバス、浴室乾燥機、ウォシュレット、TVドアホン、BSアンテナ

備考/ 特徴 利便/ JR田布施駅徒歩5分。



山口県宅地建物取引業協会会員 宅地建物取引業免許 山口県知事 (3)2854 損保ジャパン代理店

光市島田2丁目2-27 (光市民ホール前)  
TEL 0833-72-0032 FAX 72-6509  
あ・な・た・と on line <http://マロニエ.com/>  
e-mail [mfc@ymg.urban.ne.jp](mailto:mfc@ymg.urban.ne.jp)

物件番号 **2294**  
取引態様 媒介



地図は、拡大してご覧頂けます。虫眼鏡アイコンをクリック、それがら手のひらツールをクリックして画面をドラッグすると拡大画面の見たところへ移動できます。幼稚園や小学校の位置など周辺の環境をご確認下さい。フロッピーマークをクリックするとファイルを保存できます。また お友達や、ご両親へメールの添付ファイルで送ることもできます。

このページを印刷してお問い合わせ ご来店下さい、すぐご案内致します。

**賃貸契約の流れと予備知識**

- 1、お気に入りの物件が決まりましたら、**入居申込書**をご記入いただきます。賃貸開始希望日、契約予定日、保証人、勤務先などご記入いただきます。関係者の承諾の後、賃貸開始希望日を元に、**計算書**を作成してお渡しいたします。
- 2、アパートの場合、契約期間2年の更新となります。管理会社やアパートオーナー様の方針で自動更新と再契約更新があります。再契約更新の場合は、幾許かの更新手数料が必要な場合があります。
- 3、定期借家制度適用以外は、**普通賃貸借**となり契約違反がない場合あるいは、家主の正当事由がなければ契約を更新して住み続けることができます。
- 4、入居者は、いつでも**契約を解除**して退去することができますが契約内容によっては短期違約金の定めがある場合があります。違約金は、賃料の1か月分が一般的です。
- 5、アパートの場合は、特別に表示してある以外は、**ペット、ピアノ不可**となっております。一戸建住宅の場合は、事前にご相談ください。家主様と交渉してみます。
- 6、契約の前に、宅地建物取引主任者が**重要事項説明**をいたします。物件、契約内容を詳しくご説明いたします。ご質問は、ご遠慮なくお尋ねください。
- 7、契約書は、契約者および**連帯保証人**2名(管理会社によっては1名)の記名押印が必要です。所得のあるご親族などにあらかじめお願いしておくといでしょう。必要書類は、入居者の**住民票**、連帯保証人の**印鑑証明書**等が必要になります。**保証人の手当てが難しい方は賃貸保証会社による保証**を受けられる物件もございます。
- 8、**ご入居日までに契約**を交わし、申込金を除く全額をご入金いただきます。電気、水道等の手続きは、弊社でいたします。ご入居されても不具合な点がございましたらご遠慮なくお申し付けください。(必要書類と必要金額を記入した計算書を事前に差し上げます。)
- 9、退去する場合は、どの契約も退去日1ヶ月前に申し出る旨の条項がございます。違反した場合は、賃料の1か月分の違約金の定めがございます。また**原状回復費用**、入居者の責任で発生した**損害金(破損等)**がある場合は、敷金から差し引かれます。また物件によっては、一定金額の**敷引き**(退去時返還敷金より差し引く)あるいは入居時**礼金**があるものがあります。重要事項説明時必ずご説明いたします。

注) **連帯保証人**: 契約者と連帯(契約者とまったく同じ)して債務保証をします。たとえば保証人は、「先に契約者に請求してくれ。」と言えますが連帯保証人は言えません。